

議第 27 号

下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について

下呂市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

市長公室企画課に情報管理室を設置し、情報施策及び庁内情報管理を一体的に進めていくため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市行政組織条例の一部を改正する条例

下呂市行政組織条例（平成16年下呂市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の主な分掌事務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長公室 ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>情報施策及び庁内情報管理に関すること。</u></p> <p>オ <u>有線テレビ施設の管理運営に関すること。</u></p> <p>カ～サ (略)</p> <p>(2) 総務部 ア～ウ (略)</p> <p>エ～シ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 生活部 ア～ウ (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の主な分掌事務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長公室 ア～ウ (略)</p> <p>エ 情報施策に関すること。</p> <p>オ～コ (略)</p> <p>(2) 総務部 ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>庁内情報管理に関すること。</u></p> <p>オ～ス (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 生活部 ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>有線テレビ施設の管理運営に関すること。</u></p> <p>(8) (略)</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市行政組織条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

市長公室企画課に情報管理室を設置し、情報施策及び庁内情報管理を一体的に進めていくため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 総務部の分掌事務である「庁内情報管理に関すること。」及び生活部の分掌事務である「有線テレビ施設の管理運営に関すること。」を削り、それぞれを市長公室の分掌事務に加えます。

(第2条関係)

(2) この条例は、令和2年4月1日から施行します。

(附則関係)